平成２２年（フ）第２７２号
大阪府岸和田市尾生町４丁目12番21号、前住所大阪府岸和田市中之浜町８番８号
債務者　加納　浩子
1　決定年月日時　平成22年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第２７３号
大阪府泉北郡忠岡町忠岡東２丁目20番36号メゾンアザレ303
債務者　岡田　明美
1　決定年月日時　平成22年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第２７６号
大阪府和泉市府中町２丁目１番17号
債務者　田原　裕子
1　決定年月日時　平成22年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第２９２号
大阪府和泉市幸２丁目４番32―301号
債務者　坂口みゆき
1　決定年月日時　平成22年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第２９７号
大阪府岸和田市下池田町１丁目８番30―301号
債務者　矢野　　香
1　決定年月日時　平成22年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第３０４号
大阪府岸和田市下松町３丁目５番68―101号
債務者　吉岡　和美
1　決定年月日時　平成22年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第３０７号
大阪府和泉市唐国町２丁目12番25号
債務者　前薗　尚子
1　決定年月日時　平成22年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第３０９号
大阪府岸和田市上野町西７番14号
債務者　近藤進一郎
1　決定年月日時　平成22年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第３１７号
大阪府泉南市信達大苗代62番地泉南一丘団地65棟202号
債務者　福森　由起（旧姓吉松）
1　決定年月日時　平成22年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第３１９号
大阪府岸和田市下松町916番地の４サンシャイン道野511号
債務者　三島　好雅
1　決定年月日時　平成22年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第３２０号
大阪府和泉市府中町５丁目21番１―1309号、前住所大阪市中央区材木町３番８号―503
債務者　髙野　聖子（旧姓平野）
1　決定年月日時　平成22年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第３２４号
大阪府和泉市小田町586番地の１―１―1306
債務者　澤田　敏一
1　決定年月日時　平成22年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第３２５号
大阪府和泉市小田町586番地の１―１―1306
債務者　澤田　宏美
1　決定年月日時　平成22年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第３２８号
大阪府岸和田市春木旭町24番13号
債務者　田中　弘子（旧姓渡邊）
1　決定年月日時　平成22年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第３２９号
大阪府貝塚市橋本106番地４―４棟403号、前住所大阪府貝塚市北町６番29―209号
債務者　横山　義光
1　決定年月日時　平成22年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第３３１号
大阪府和泉市伯太町２丁目９番３―106号
債務者　岸本美由紀
1　決定年月日時　平成22年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第３３２号
大阪府貝塚市橋本106番地４―４棟403号、前住所大阪府貝塚市北町６番29―209号
債務者　横山ゆう子
1　決定年月日時　平成22年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係